

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部
管理部長 澤田和広

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争執行の日時及び場所

- 日時：令和5年10月19日（木）11時00分（送達による入札書の受領期限は、令和5年10月18日（水）17時必着）
- 場所：東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部管理部契約課第1入札室
（送達による入札書の送付先：〒114-8565 東京都北区十条台1-5-70 海上自衛隊補給本部管理部契約課）

2 入札参加申込の日時等

- 日時：公告日～令和5年10月18日（水）17時まで
- 場所：海上自衛隊補給本部管理部契約課
- 申込：応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。（「入札参加申込用紙」は、入札公告HP下段の契約関係書類等から入手可）

3 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量・単位	履行期限	履行場所
05-1-1803-6104-0395	レーザー保護眼鏡	82個	令和6年3月29日	各地

5 仕様説明会

実施しない。

6 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。

7 契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとする。

8 契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70 十条駐屯地C庁舎北棟 海上自衛隊補給本部管理部契約課入札室

9 保証金

- 入札保証金及び契約保証金：全額免除する。
- 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

10 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

11 適用する契約条項

売買契約一般条項

12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部エントランス（十条駐屯地C庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊ホームページにも掲載している。
- (2) 入札に参加する者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領すること。ただし、5項に示す説明等がある場合は5項による。
- (3) 同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は、同等品承認申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- (4) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとする。
- (5) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部管理部契約課契約係まで問い合わせされたい。

TEL：03-3908-5121（内線）5669 担当：山川 FAX：03-5924-7603

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	05-1-1803-6104-0395
	調達要求年月日	5.9.25
	作成部課	補給本部需品部需品整備課
	作成年月日	令和5年9月12日
品名	レーザー保護眼鏡	
仕様書番号	M4P-G-Z0001-J	

指定事項：本調達は、次による。

3 監督・検査

検査は、海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）別冊第2 標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし、品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けるものとする。なお、社内検査は、納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5 その他の指示

5.2 提出書類

提出書類については、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	記事
1	検査等申請書	検査官	4	海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）、書式第22による。品目が複数の場合は、内訳書を添付
2	品質保証書又は検査成績書	検査官	1	—
3	包装証明及び外装の表示	検査官	1	
4	納品書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）、海補3021様式による。

調達要求番号： 05-1-1803-6104-0395

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	調達品目表による。	仕様書番号	M4P-G-Z0001-J
名 称	レーザー保護眼鏡 ----- 一般用品（カタログ製品） 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	11.12.15
		改正年月日	R4.11.25
		補給本部需品部需品整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用する一般用品（カタログ製品）の調達に係る共通的要求事項について規定する。

1.2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

2 製品に関する要求

2.1 一般事項

調達品目表に指定する場合を除き、製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の表示

製品の表示は、調達品目表に指定する場合を除き、製造者の規定する仕様及び社内規定による。

3 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書に指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達品目表に指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の見やすい箇所に、次の事項を明記する。

- a) 調達要求番号
- b) 物品番号
- c) 品名（調達品目表の品名又は種類による。）
- d) 数量
- e) 納入年月
例 2022年11月
- f) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他必要な事項

5.1 附属品・予備品

附属品・予備品は、調達品目表に指定する場合を除き、製造者の標準品を附するものとする。

5.2 添付書類・提出書類

添付書類・提出書類は、調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は、その指示による。

5.3 承認用図面（見本）

承認用図面は、調達品目表に指定する場合は、その指示による。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達品目表

調達要求番号	05-1-1803-6104-0395	作成部課	補給本部需品部需品整備課
調達要求年月日	5.9.25	作成年月日	令和5年8月31日
仕様書番号	M4P-G-Z0001-J	品目番号	G-Z0503-3
物品番号等	GQ 8465-915-6308-2		

品名	カタログ製品名 ^{a)}
レーザー保護眼鏡	(株)装備開発機構 レーザー光用遮光保護めがね EDO-E-H-0009 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注 ^{a)} この調達品目表で記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

1 製品に関する要求

- a) YAGレーザー波長1,064nmの光線を、1/10,000,000以下まで減衰できること。
- b) レンズの材質は、ポリカーボネートであること。
- c) 視感透過率は、可視光全域に対して、38%以上とする。
- d) イヤーマフを装着した状態で脱着が可能なこと。
- e) 眼鏡使用者にも適用できること。
- f) 眼鏡上部からの光の侵入を防ぐ構造であること。

2 添付・提出書類

製品1個につき、取扱説明書(日本語版)を1部添付するとともに、海上自衛隊補給本部需品部に1部提出(初回納入時のみ)するものとする。